



## 年末・年始における地域安全運動

平成28年12月10日(土)～平成29年1月7日(土)

### 運動重点

- ① 金融機関等を対象とする強盗等の犯罪被害防止
- ② 「なりすまし詐欺」の未然防止
- ③ 子供と女性の犯罪被害防止

### スローガン

[メインスローガン] 「みんなで つくろう 安心の街」  
 [サブスローガン] 「なりすまし 耳と心で 見きわめて」

### 主要行事

- ◎地域安全の日 12月10日(土)  
安全で安心なまちづくりを目指して各種イベント開催
- ◎「なりすまし詐欺」被害ゼロの日 12月15日(木)  
「なりすまし詐欺」にあわないよう互いに呼び掛けましょう!!

## 「なりすまし詐欺」に注意!!

次の場合はサギ!! すぐに家族や警察に相談を!!

- 電話で息子や孫を名のる者がお金を頼んでくる。
- 公的機関から電話で「還付金がある。」と言われる。
- メールでインターネットサイトの利用料金を請求される。

**それ** 相談する  
**れ** 連絡する  
**う** 鵜呑みにしない  
**そ** 送金しない  
**か** 確認する  
**も** もう一度、確認する

「あれ!？」と  
 思ったすぐに  
 相談でござる!



# 改正道路交通法が施行されます

平成29年3月12日  
スタート

## リスクの高い運転者への対策

### 高齢運転者対策の推進

#### 1. **新設** 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

●臨時認知機能検査  
75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

●臨時高齢者講習  
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、「臨時高齢者講習」を受けなければなりません。

#### 2. 臨時適性検査制度の見直し

認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された高齢者は、違反の有無を問わず臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

#### 3. 高齢者講習の合理化・高度化

75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては、2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

## 18歳からの取得可能な免許

### **新設** 準中型免許

#### 1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます。

(普通自動車も運転できます。)

普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

#### 2. 準中型免許の受検資格・ 教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。

※普通免許は最短15日

#### 3. 準中型免許に係る 初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークをつけなければなりません。

## 飲酒運転の根絶

これから年末にかけて、飲酒する機会が多くなります。飲酒運転は、重大な交通事故を起こす危険性がありますので、お互いに声を掛け合い、みんなで飲酒運転をなくしましょう。

- 「少しだから大丈夫」では通用しません。少量の飲酒でも注意力等が低下し、重大事故の原因となります。
- 二日酔いでの運転も飲酒運転になりますので絶対にしてはいけません。  
寝たから大丈夫というわけではありません。
- 飲酒する場合は、車両を持ち込まないようにしましょう。



- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- このほか、免許取り消しや停止などの行政処分があります。

さらに、運転していなくても



「車両の提供者」

「酒類の提供者」

「車両の同乗者」も

厳重に処罰されます。



## 雑踏事故にあわないために

～マナーを守って健やかな新年を迎えましょう～

年末年始には、歳の市、初日の出、初詣などに大勢の人が集まり、思いもよらないような事故が発生することがあります。

こうした事故(雑踏事故)にあわないためには、

- 時間に余裕を持って、早めに出かける。
  - 人の流れに逆らったり、他人を押しつたりしない。
  - 現場の警察官、警備員等の指示に従う。
- 等を心がけて行動しましょう。



## 無人航空機の使用について



無人航空機(いわゆるドローン)を飛行させる場合には、飛行させる場所(空域)、飛行の方法にルールがあり、人口集中地区や多数の人が集まる催しの上空などを飛行させることはできません。(許可・承認を受けた場合は除かれます。)

落下させた場合には人を傷つけることもあり大変危険ですので、ルールを守りましょう。